

第 52 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和 2 年 7 月 29 日（水）14 時～16 時

■場所：滋賀県大津合同庁舎 7 -C 会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩寄委員、植田委員、久保委員、辻村委員、水谷委員、山本治一郎委員、吉田委員 【出席 8 名、欠席 7 名】

会議次第

1. 開会

- ・琵琶湖環境部長挨拶

2. 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について（諮問）

3. 議事

- ・事務局より（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について
（2）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について
（3）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定の方向（素案）について
（4）今後の審議予定について
（5）その他

議事について説明後、それぞれ以下のとおり審議が行われた。

審議事項

（事務局）議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について、（2）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について、および（4）今後の審議予定についてをそれぞれ説明。

（会長） はい、ありがとうございます。

ひとまずここで説明を止めていただきまして、ここまでのところで何かご質問、あるいはご意見があれば伺いたいと思います。

最初に私のほうから確認ですが、前回の審議会の開催はいつになりましたか。

（事務局） 12月の25日だったと思います。

（会長） 12月ですね。

（事務局） はい。12月です。

（会長） ですから、その時点でも昨年度の基本計画の進捗状況についてはご報告いただ

いている。去年の12月ということですから、令和元年度につきましては、まだ一部集計ができてない。しかし、夏場の例のプレジャーボート等の調査は終わっている時期ですね。

(事務局) そうです。

(会長) ですから基本的に本日はそれ以降、本年5月末時点までの追加の進捗状況のご報告であったということよろしいですか。

(事務局) はい、そういうことです。

(委員) 報告いただいた件は非常にポイントを得て報告まとめていただいている、わかりやすいかと思えます。

この中でひとつあるんですけども、やっぱりプレジャーボートの転覆事故というのは、やはり一番大きな課題が来たなと思うんです。この転覆事故に関しての対策としては、この中ではチラシをお配りになったということ書いてあるんですが、それ以外には何かなされましたか。

(事務局) どちらかという、この琵琶湖等水上安全条例の話になってまいりますので、私どものほうはそれに協力するというような形でチラシの配布ということにさせていただいております。

水上安全条例につきましては、県警さんが所管ということもございますので、そのあたりの本来は警察の所管ということで、そちらのほうは何らかされてるかとは思いますが。

(県警本部) この会議の目的からは外れるかもわからないんですけども、事故防止の観点という面で行きますと、当年6月7日に10人乗りのプレジャーボートに13名が乗って転覆したという事故が発生しました。警察としては、あらゆる限り、出せる限りの警備艇を出して、あと民間の協力船にもすぐ連絡網を通じて、大津北警察署の大津北水上安全協会の協力者のほうの民間船も3隻出させていただいて、あと京都府警のヘリコプターも依頼して、岐阜県警の防災ヘリも依頼しました。とりあえず広げられるだけの組織を広げて救助体制に当たって、通報から2時間半かかったんですが、全員救助完了ということで負傷者、軽傷はあったんですけども、死亡者ゼロという、幸いにもそういう結果になったんです。

それを受けまして、警察としましては、各マリーナに警察署を通じてビラの配布、あと広報啓発活動、速報という形で出したほか、マスコミを通じて大きく報道していただいています。

実際、山のほうも担当しているんですけども、山岳遭難にしても、水難船舶事故にしても、ほとんどが県外の方です。滋賀県の中だけで広報してもなかなか効き目がないので、特にマスコミの方に対してはせめて近畿版とかに新聞やらニュース載せていただくように警察からは働きかけております。現在このような状況で活動しております。

(委員) ありがとうございます。けがだけであって、全員救われたということで、警察の方のみなさんの尽力いただいております。ほっとしたところなんですけれど

も。

これに関してではないんですけども、あの事故というのは、昔からある事故ですよ。比叡おろしが吹いている中で船が転覆するというのは昔からあることで、次の基本計画の中でもちょっと取り入れていただきたい要素ではあるんですが。

昔から、すみません、ちょっと話がずれるんですけど、私は野洲の中主に住んでいて、兵主大社の謂れの中に、堅田から神様が亀に乗って吉川に着いたと。それがちょうど菖蒲の咲く時期であったと。菖蒲浜の名前が付いた。神様が鹿に乗って兵主大社に行った。ということは、堅田から吉川までのところは比叡おろしが吹くことによって、自然に流れていくというのが昔からわかっていることなので、転覆事故とかもありましたし、季節によって知らない人が、この季節はいいから行こうって、全然そういうことを知らない人が行かれて今回も転覆されているので、ある程度季節的にこれは危ないなっていう季節は予測できると思うんです。あの日も、私家で屋根にふとんを干してたらふとんが吹っ飛んでしまって、強い風が吹いてましたので、そういう時期は前もって危ないところは航行禁止にするとか、またそういう期間を設けるとかっていうのをちょっと基本計画の中にも入れてほしいな。事故を防いでほしいなと思いました。

すみません、この説明だけじゃなくて、ちょっと踏み込んでしまいましたが、以上です。

(委員) マナーの関係なんですけれども、今日ここに来たら、このティッシュですか、恐らく広範囲に配れると思うんですけども。こういう形でPR活動をされてるんですけども。この中に、やっぱり釣りの関係で注意をしていただくというような項目が全然入っていないんです。これによると、大体航行の関係の、それから釣り上げたらリリースをしないということだけなんですけれども。というのは、こないだ海区委員会があったんですけど、その時にもちょっと言っていたんですが、漁業者が、いわゆる漁をしている時に、その釣り人が漁業者を妨害するということが発生してるんです。というのは、釣る人は不特定多数の人で、そういう内容を全然知らないんです。漁業者が操業しているときは、やはり釣りの人は、やっぱりそれなりに考えて釣りをやっていただくというのはマナーだと思うんですけどね。そこらあたりが、周知がやっぱり徹底できてない。いわゆる、遊漁船手帖とかそういうのがあるけれども、それは専門的なバス釣りのああいいうボートに乗っている人とか、そういうのは理解していただいているんですが、実際にその一般の釣り人については、琵琶湖で釣るのに何もルールがないというふうな考え方でやっておられると思うんです。そこらあたりを何か考えていただいけ、ここに入れていただけないかなというふうに感じます。どうですか。

(委員) このレジャー利用の適正化の計画とは直接関係しないかもしれませんが、いわゆる、外来魚の推定生息量がかなり減ってきており、先ほどのお話ですと、目標値を達成しているということですが、そのあたり、理由といいますか、もちろん駆除活動等も一生懸命やられている結果だとは思いますが、何かそのあたり、どういうことの結果なのかというようなことは検討されているのでしょうか。どうでしょうか。

(水産課) 外来魚なんですけれども、生息量が減ってきているということで、特にブルーギル、北側で減ってきているというのを聞いておりますので、その理由についてなんですけれども、水産試験場のほうの分析のほうでは今のところ、水草との関係というのを考えて

おりまして、水草が減っているということとブルーギルが減ってきているということが関係しているんじゃないかということで、解析を進めてきております。

オオクチバスのほうなんですけれども、こちらもしょずつ減ってきてはいるんですけれども、ブルーギルほど減っていないというふうには見えています。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、後ほど改めてこちらの進捗状況等について戻ってきていただいても結構ですので、ひとまず先ほどのご説明の続きのほうを事務局のほうからお願いできますでしょうか。

(事務局) 議事(3)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定の方向(素案)について説明。

(委員) 前任者が言うには、レジャー条例の中で外来魚の再放流禁止にだけ目標が設置されていない。自分が担当した時に、そのことを提案して審議会で目標に盛り込むことを決定しながら、実際盛り込まれなかったと言ってるんですが、これ条例の今回の主に目標というのは一般的に書くものなんですか、この中に。

(会長) 条例のお話ですか。

(委員) どっち向いてるのかよくわからないんですけれども、条例の中でと言っているんで。

(会長) 目標的なものがあるとしたら、計画のような気がするんですけれども。

(委員) たぶん本人が勘違いしているんだと思いますけど。だから、基本計画のほうには、外来魚のリリースがゼロになることを目指すというのを前回入れていただいて、今回もまた継続して入れていただけそうと、報告したらよろしいですか。

(会長) はい。

(委員) わかりました。基本計画には入れていただける。

あとちょっと気になったのが、27ページのところで、ウェイクボードのところで変えますよと説明していただきましたけれども。せっかく変えるのなら、この水産動物だけじゃなくて、湖岸の利用者にも迷惑になっているということをここに書いていただけたらいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

(会長) 具体的なお提案ですね。27ページの下のほう、「また、ウェイクボードを」云々からのところに、いわゆる遊泳者であるとか、人に対する影響も入れられないかと

いうご提案ですか。

(委員) そうですね。遊泳者とか、釣り人とか、湖岸の利用者に対してかなり迷惑になっているということなので、ここにもし入れられたらと思って。

(会長) どうですか、事務局。これ、例の赤野井の航行規制水域の拡張のところですね。

(事務局) 赤野井湾の関係でいきますと、水産動物の増殖場及び養殖場への保全水域という形で指定をしております、これが航行規制水域の類型の中で説明する中では、遊泳者の関係という観点が入れにくいという形ではあるんですけども。

(会長) ちょっとここは例の赤野井湾の消波堤に関するところで、あのあたりはあまり泳いでいる人はいないのではないのでしょうか。ただ、もし別のところか何かで適切なところがあれば、そういったウェイクボードとか、プレジャーボートの湖岸利用者であるとか、遊泳者に対する迷惑行為だとか、そのあたりをきちっと書き込んでいただくということではいかがでしょうか。

(委員) お願いします。

(委員) あとひとつは、条例の本体のほうなのですが。〇〇〇〇さんという団体からバス釣りのサイトに変な文章が。レジャー条例のリリース禁止の抜け穴的な指摘する文章が挙げられているということを聞いています。

この条例の18条にリリース禁止書いてあるんですけども。「レジャー活動として魚類を採捕する者は外来魚を採捕したときは、これを琵琶湖その他の水域に放流してはならない」。レジャー活動としてと明記してしまっているので、このバス釣りの人が言うには、仕事中のトーナメントプロ、仕事中の釣り具メーカー、仕事中のガイド、それからプロのライター、それから大学生の研究、これは入ると思いますけれども、の人はリリースできるんだという文章を配っているようです。実際に琵琶湖の船のガイドなんかは、これを理由にリリースしているらしいという話が聞こえてきます。

この文章で、この文章というのは、このバス釣りの人の言うような、プロだったらリリースは認められるのか。それからレジャーかそうでないかの線引きについては、この条例とか、県のレベルでどういうふうに線引きを考えているのか。レジャーか、そうでないかの線引きについてどう考えているのかというところを確認したいんですけども。こういうプロだったらリリースは認められるのか。レジャーかそうでないかの線引きというところまでお話を聞かせていただきたいと思います。

(会長) 基本計画とはちょっと離れますが、現時点での県としての見解をご回答いただけますでしょうか。あるいは可能性としては持ち帰って、次の会議に答えさせていただくというのもあるとは思いますが。どうしますか。ご質問は大きくは2つですよ。

(委員) レジャーではなく、プロの人ならリリースは認められるのかということ、レジャーかそうでないかの線引き。

(事務局) 今いただいたお話についてなんですけれども。

まずレジャー活動というところの定義については、条例の中で、第2条の中で、「レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう」という形で定義はされているものになりまして、今おっしゃられたプロだから大丈夫とか、そういうような観点というのは特に。条例上はまず出ていないというところで、結論から言いますと、持って帰らせていただきたいんですけれども。そもそもところでいきますと、プロだからというのではなくて、プロの方もレジャー活動として、余暇の一環として来られているのであれば、もちろんリリース禁止の対象にはなるというところなんですけど。すみません、細かいところについて持って帰らせていただきたいと思います。

(委員) お願いします。

(会長) お願いいたします。今のお話なら、細かいことをいいますと、いわゆる漁業者の方々が外来魚駆除の一環として捕まえた場合も含まれるということですよ。

(委員) 外来魚駆除としてはリリースはしないと思いますけれども。

ただ、そのバス釣りとか、バスに関係するプロの人とか、ボートの業者さんとか、そういうプロという人がレジャーじゃないと言い張れば、もうこの条例の規則に、条例に当てはまらない、リリース禁止ではないと言い張れるような状態なので、できたら何かプロでもだめですよとか、もうレジャー云々というところを外してしまうとか。条例の本体を触らないといけないかなとは思ってますけれども。その辺をお考えいただきたいと思います。

(会長) ご発言の趣旨としては了解いたしました。一応今日は、事務局として持ち帰っていただいて、次回審議会の際にご回答いただくようにします。

(委員) それについてなんですけれども、私も確かにブラックバス釣りの醍醐味はリリースをすることが醍醐味だという人の意見を聞いたことがあるんです。ブラックバス釣りは、もともとブラックバスを釣って、こんなに大きな魚拓、大きな魚が獲れた写真を撮って、それをリリースをすることを意味があることとしてとらえておられる、そういうスポーツの方が多いいというのは実態です。ですから、そのあたりがレジャーという、この3つの言葉で、遊びだったらリリースはしたらあかんねんな。でも、スポーツで本気でやってるからリリースしてええねんっていう、そういう誤解を生みかねないということを委員がおっしゃっておられると思うので、やっぱりそのあたりは明確に条例見直しをすることとして、琵琶湖ではどんな目的であろうとリリースは禁止であるというふうな感じで、その方向性も模索をしていただけるとよろしいんじゃないでしょうか。

(事務局) 今の件については、もともとこの条例をつくるときに、非常にいろんな議

論があつてこういう形にいったんですね。条例ができて。当然議決を経て条例になっておりますので、その意味から、要するにレジャー活動とは何か。その線引きをどうするのかということの議論の上で、今こういう条例になっておりますので、改めてその議論の経過であり、条例の趣旨というものを確認させていただいて、そのぎりぎりのといひますか、線引きの今のバスプロの方が釣ったやつはどうなんだとか。あるいはレジャーじゃないんだと言い張られたときにどうするんだみたいな部分については、持ち帰つてということになりますけれども。

ただ、その趣旨として、琵琶湖のレジャー利用適正化に関する、この条例であると。そういうところがスタートになっているということですので、また改めまして、今ご議論いただいたような、あるいはここが問題だよということについても、この条例の見直しということになるのか。それとも、またそれとは別途考えるべきなのかということも含めて、少し検討させていただいて、またお答えといひますか、整理をさせていただきたいというふうに思います。

(委員) ただ、今の質問に関しては、私の直感的な仕分けなんですけれども、従来から水質汚濁防止法とかでは、事業所さん等、いわゆる商売として水を汚して、汚れた水を流されている事業者に対して規制・罰則を課すとかいう形でやってきたんですよ。ただし、そこに一般の方々を対象には入らないですね。

しかし、特にこのレジャー利用の条例の考え方は、一般の方々の、いわゆる余暇としてのレジャーに関しても何らかのやっぱり規制が必要であろうということで、たぶんこのレジャー利用の適正化条例になったと思うのです。

ですから、本来であれば、生態系の保全とか外来魚の駆除に関して、一般の方々の前に、事業者の方々として当然守らなきゃいけない規則というのがあつて、それによって規制されてしかるべきなのかもしれない。だから、それがいまひとつはっきりしないというのはありますね。

ありがとうございます。そういった議論も基本計画の改正には重要な議論になるかと思っております。

(委員) このまとめていただいた表を見ますと、プレジャーボートとかの検査証を持っている方が第1位が大阪府の方ですよ。第2位が滋賀県で、第3位が愛知県ですよ。ということは、大阪とか、愛知とか、他府県の方のほうが滋賀県の方のその検査証を持っている人より多いということですので、43ページにある利用者のマナーの向上のところ、今までは一生懸命滋賀県の中の人の方のマナー向上をやっていたんですが、県外の方の教育の場とか、そういったものをちゃんと設けたほうがいいんじゃないかと思うんです。事故を起こされたり危険な行為をされるのも、たぶん仕分けてみたら滋賀県の人ではなくて県外の人が多いのかと思いますので、県外の方の教育の場みたいなものをつくっていただけるとよろしいかなと思います。

協議会というのを付け加えていただいたのは、大変これよろしいことだと思います。あと、ポストコロナ等SDGsの件に関しても入れ込んでいただいたのは非常によろしいことだと思います。

ポストコロナの件については、白鬚神社のところに自粛期間のときにちょっと用事が

あって行ったんですね。そのときは本当に人がいなかったんです。自粛が解除された途端、SUPでアベックの人が白鬚神社の近くで、別に悪さするわけではないですが、SUPで見学しておられるというふうな風景をすぐに見受けました。どうもコロナでみんな家で自粛している人が多かったから、コロナ解除したら、湖やら山やら開放的なところに行きたいという欲求が強いらしく、ポストコロナの後は滋賀県のびわ湖テラスの集客70%を開放しているらしいんです。ですから、琵琶湖関連はたぶん他府県の方がたくさん入られるんだろうと思うので、そのあたりの対策というのも二重三重にしておいたほうがよろしいかと思えます。

これはもうまとめていただいたので、ここは危ないなというのがわかったので、ありがとうございます。

以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。

ご意見の非常に具体的なものとして、1点目は、県外に向けてもっと発信をとということですね。そのあたり関係するところでは、先ほど委員がおっしゃった点ですね。やはり利用者のマナー向上あたりのところ、計画案で言うと、43ページ、利用者のマナー向上の(イ)あたりですか、このあたりに、先ほど委員が懸念されておりましたようなことを含めて、もう少しきちっと書き込んでいただくということをお願いいたします。

あと、42ページのローカルルールのところ、今後の取組の方向性の1番のアとして、協議会等の組織づくりを支援しますというふうに書いてもらってるのですが、これ、私の理解では、ローカルルールといってもすぐにはできないだろうから、まずは地域の関係者による組織づくりをまずやっていただいて、そこでの話し合いの経過の中で必要であれば、いわゆるローカルルール、地域協定を作りましょうということですよ。そのあたりが、今のこのローカルルールのところには書かれていなくて、ちょっとそのあたりがわかりにくいかなと思います。いわゆるローカルルールの前段として、まずは関係者、それぞれの地域での組織づくりを県としては支援していきますよというところを少しニュアンスとして出していただければと思います。

(委員) 今のプレジャーボートの利用されている方が、今の啓発なりチラシなりを配って、こちらのほうが一応ルール守ってくださいよということでもかなり啓発もされているんですけどもね。それが一向にマナーを守っておられない方々が、結局地域の苦情が出ているということになっているんですけどね。

今の白鬚神社のところですね。ここにしろ、下をくぐって危険な行為を行っている。そして、またこのここ近江舞子ですか。こういうところから琵琶湖に下りて利用されている。こういうところで施設の維持管理されている管理者がここを何とか通らないような、管理者が何かこう対策ができないのか。そういうことはこの規制はできないのかなということは思っておりますけれども。そういう対策は管理者ができないんですかね。

(会長) 事務局のほうから回答をしていただけますか。

いわゆるマリーナなんかの運営者が責任を持って何かできるか。

(委員) あるいは管理者がそういう対策を。

(会長) そういう管理者に何か規制をとという意味ですか。

(委員) そういう規制が管理者ができるような対応ができれば、白鬚神社の大鳥居をくぐれないような対策を取れば、何かそういうような。

(事務局) 白鬚神社の管理者。

(委員) 白鬚神社もですし、今の近江舞子でも下りられないような方策を整えたら。ルールは守らない方がほとんどみたいですので、いくら啓発しても。それで施設管理者が何かそういう対応策を取ればいいかなと思いますけどね。

(事務局) ちょっと事務局からでございますけれども。

まず、マリナー事業者につきましてですけれども、私ども、ふだんの仕事の中でもお付き合いはあるんですが、直接そのマリナー事業者に規制するというような根拠立てたものがないんですけれども、実際に苦情とかがあった際には、これで一定、揚降したマリナーとか特定された場合につきましては、そのマリナーのほうに、またこういう苦情があったのでということで注意もし、それから啓発もしというようなことは今現在もしておるところでございます。

あと、ボートの出し下ろしとか、その辺の場所についてもおっしゃっているということでもよろしかったですかね。そのあたりをもうちょっと規制したらとかいうような趣旨もあるんですかね。

そのあたりについては、一定管理されている、それぞれいくつか法律もあるんですけれども、その管理者の方でそういうところに入れないう石を置いたりとか、何かフェンスとか、何か柵を置いたりとか、そういったことはそういう案件が多い場合は個別に対応はしていただいているというようなことは聞いておりますし、またこちらにもそういう内容の話があった場合は、その関係課に情報共有というような形ではさせていただいたりということはございます。

(会長) 今のようなことでよろしいでしょうか。

白鬚さんのことでは、私が聞いたのはマリナーさんによっては白鬚神社の鳥居のほうに行くようなバイカーについては出入り禁止にするみたいな協力的で、非常に一生懸命やっただいていただいているようです。それでもなかなか守らないような方もおられるということで。そのあたり、一定限界があるのかなというふうに認識しております。

(委員) 先ほど、滋賀県の方は少ないけど県外は多いという利用者があるということで、そういう方々がルールを守らないという方ばかりじゃないとは思いますが、これでしたら、ここの白鬚神社のところですね、例えば、ぐるりを囲ってしまうとか、入れないように。何か管理者がそういう手立てができるような、そういう文言をどこかに入れてもらえたらという思いですけれどもね。

(事務局) 今のそのぐるりを囲むとかいうようなことにつきましては、一定もちろん条例のほうでも航行規制水域を指定するとかいう、騒音とかそのあたりでというようなことで、そういう手立てはございます。

ただ、そのあたりにつきましても神社さんだけの申し出ということだけではということもございますし、一定条件が整えばそういったことも条例の範囲の中ではできるのかなということではございますけれども。とりあえずは地域の中でというようなことで、こちらとしては考えておるといふところではございます。ただ、最終的には、その地域さんの意向というのがこちらとしても尊重する必要がございますので、そのあたりを地域とじっくりお話をしながらということ、その都度判断していきたいというふうに考えてございます。

(会長) はい、ありがとうございます。

直近では赤野井の航行規制水域を少し拡大しているわけですが、あれは私の理解としては、関係者の皆さんが一応合意していただけたということです。規制してもらいたいとおっしゃられた真珠筏の養殖業者さんからの要望に対して、ウェイクボードをやっておられる方々もあそここのところを規制区域にすることは仕方ないでしょうと。関係者間で合意が取れたことによって航行規制水域に指定できたというふうに認識しておりますので、このレジャー利用の適正化条例の枠組みの中でそういうことをやることは可能ではあります。基本的にはその前提として関係者間の話し合い、関係者間における何らかの合意というのがやっぱり必要になるっていうところがあります。そういったところも踏まえて、今回事務局としてはこのローカルルールの、その前段としての地域での組織づくりというものを大きな柱にしようとしているというふうに理解しています。

もし、そういう中でも、もっと強制力の強い何かということであれば、またそれはご意見として承らせていただければと思います。

すみません、ちょっと時間のほうが大分過ぎておりますので、まだまだご発言されていない方もいらっしゃると思いますが、冒頭にもご説明いただきましたように、この基本計画の改定に向けての議論といたしましては、まだ2回、9月と11月頃にもありますので、またそれぞれ皆さん持ち帰っていただいて、次回にご意見をいただければというふうに思います。

ひとまずですけれども、議事の(5)その他のご説明を事務局のほうからお願いできますでしょうか。

(事務局) 議事(5)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定の方向(素案)について説明。

(会長) ありがとうございます。

最後のご報告は、ネーミングライツですから、何かブイの名前に何かスポンサーの名前が入るようなイメージだったのですが、そうではないのですね。ブイそのものに寄付していただいている会社の広告か何かはいるような。

(事務局) そういうことです。

(会長) だそうです。

そうしましたら、その他として資料6と資料7のご説明をいただきましたが、これらの資料のご説明につきまして、あるいは戻っても結構ですので、基本計画の改正、方針につきまして何でも結構ですが、いかがでしょうか。

(委員) ネーミングライツ、おめでとうございます。よかったですね。

ネーミングライツでちょっと思ったんですけどね。オプテックスさんとか村田製作所さんとかは、琵琶湖っていうのをすごい全面的にリスペクトされています。会社の中の事業の中にも、オプテックスさんはカヤックを教えるような事業をされていたりしておりますし、村田製作所さんは琵琶湖が見える位置だからそこに本社を建てたというような経緯もありますので、例えば、オプテックス浜とか、村田製作所アリーナだとか、例えばね。何かそんなんでネーミングライツをちょっとプッシュして押しただけならば、琵琶湖環境保全の何かにまた使わせていただけるんじゃないかと思って。そのあたりの営業よろしく願います。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) よろしく願いいたします。

他いかがでしょうか。

(委員) 私も先ほどからのプレジャーボートのことぐらいしかわからないんですが、今琵琶湖で下ろしているところがもう限られていると思うんですね。なので、やっぱりマナーのことは、そのマリーナさんで。うちの倉庫のショップのほうもお客さんにはかなりきつく言ってますので、うちのお客さんは皆さんほとんどがマナーのいい方ばかりです。マナーの悪い方、ほんの一部だけなんです。それは大阪から来ているとか、滋賀県とか関係なく、一部の方だけなんです。いつも言ってるんですけど、目についたときには注意してますし、あとは広報の関係ですよね。そういうのをもっと紙だけじゃなくて、プレジャーボートに乗る方はプレジャーボートを楽しむからほかのことは見てない。バーベキューの方もバーベキューだけ楽しみに来てるんで、文字だけつらつらってなってるやつはあんまり見てないと思うんですよ。なので、看板とかテレビのコマーシャルとかそういうのでやられたら、もうちょっと一般的な方にもわかりやすいかなと思います。

以上です。

(委員) ひとつの提案といいますか、意見としてですけれども、いろいろこういう検討をされている内容の情報発信について、なかなか今皆さん、利用者が巣ごもり状態なので、そういうウェブサイトとか、インターネットを通じてのこういう情報発信みたいなのもツールのひとつとして活用いただいたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

(委員) ひとつご質問があります。外来魚の生息量なんですけど、平成30年以降のものがまだ数字が上がってないようなのですが、令和元年、令和2年、わかれば教えていただきたいと思います。

それと、ご提案、この会議にそぐわないかもしれないですけど、ポストコロナ、こんな時代になってしまいましたので、アウトドア産業ですよ。私も釣りをしております。非常に拡大して期待もできる場所ではあるので、規制をしながらとはなると思うんですけど、うまく活用し、経済発展につなげていければ滋賀県の発展、将来の琵琶湖の発展にもつながるのではないかと考えておりますので、そこら辺もご提案というか、ご意見として聞いていただければと思います。

以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。

外来魚の調査につきましては、水産課さんのほうから。

(水産課) ありがとうございます。

私も今手持ちの資料を持ってるんですけど、平成30年までが最新かなと思っておるんです。ただ、ちょっと持ち帰って担当のほうに確認して、出せるデータ、平成30年以降出せるデータがあるのであれば、事務局さん通してご回答させていただこうとは思っております。

以上です。

(委員) これついでに左右なんで数字が食い違っているのかも聞いてもらっても。

(事務局) 水産課のほうから伺ってまして、毎年度数字のほうを集計するにあたりまして、現状の数字から逆算して前のやつを出すという形で出す手法で推定量を出しているというふうに聞きまして、最新のものは平成30年の4月1日時点になるんですけども。それに遡っていくので、前のデータについても現状の数字を活用してもう一度集計し直しているということで、数字が変わっているというふうに聞いております。

(会長) そうしましたら、ちょうど時間となりましたので終わりにさせていただきます。いくつか最後の方でご提案のほうもいただいておりますので、また次回、基本計画の改定案をお示ししていただく際には、そのあたりも十分に反映した資料をお願いできればというふうに思っております。